



「非公開の理事会」を知っていますか？

地方自治法では、議員は住民の代表者としてその自治体の意思を決定する重大な職務上の責任を持っており、それを遂行するために主要な権限があると謳われています。その中には「議案提出権」や「表決権」などがあります。

しかし、実際にこれらの権利を実行しようとするとき、名古屋市会では各会派の幹事長が集まる「理事会＝議会運営委員会理事会」での承認が基本的に必要となり「非公開の理事会」の発言や決定が重視されています。

この仕組みにおける最大の問題は「非公開の理事会」で多数派工作が行なわれれば市民の代表としての意見が潰され、少数意見を尊重するという民主的な議会運営が損なわれる可能性があることです。

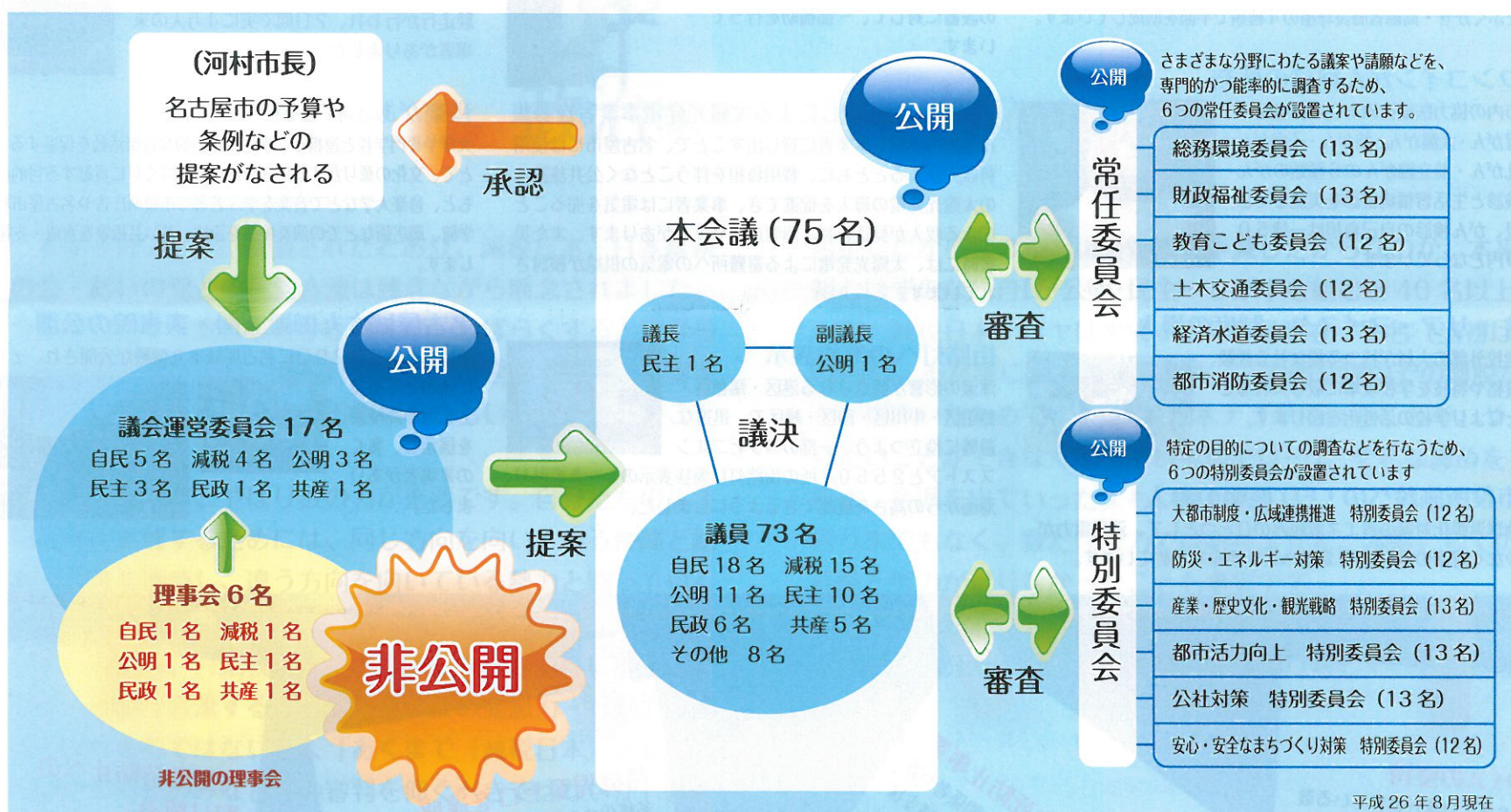
減税日本ナゴヤと他会派との意見対立があった場合、同意を求められ理事会が深夜にまで及ぶ事がありました。そこには議会リコールで誕生し

た減税日本ナゴヤによって、議員報酬が800万円になった事への思いがあるのでしょうか。現在の「非公開の理事会」では、「調整の場」としての本来の目的を果しているとは思えません。

名古屋市民のみなさんのための「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」が達成できるよう懸命に努力することが議員本来の仕事だと思います。

しかし私たちの力だけでは変えることも難しく、「市民のみなさんのご意見をお聞かせいただきたい。」という思いからお伝えしました。

よりよい名古屋市政となるよう現状を変えなくてはなりません。どこまでできるかわかりませんが、今後も私たちは、「非公開の理事会」の「公開」を目指したいと思います。



傍聴に関するお問い合わせは：市会事務局総務課庶務係 電話 052-972-2083 ファックス 052-972-4100



名古屋市職員不正採用の真相究明ならず！

平成22年4月に実施された、国民健康保険料の滞納整理嘱託職員採用試験において、自民党市議による口利きがあったとされる問題で、不正採用に関わった健康福祉局の幹部職員が懲戒免職処分となりました。市の調査委員会が作成した調査報告書より要約すると、市議から激しく厳しい口調で叱責され、当初は拒否していたものの採用しなければ再度の叱責があるかもしれないと「圧力」を感じて答案用紙を改ざん、不正に合格させたとなっています。

減税日本ナゴヤは議会運営委員会理事会において、百条委員会（注）を設置し真相の究明を行うべきであると主張しましたが、自民党・公明党・民主党・新政会（当時）の同意が得られず百条委員会の設置は見送られることになりました。

一方「職員の公正な職務の執行に関する条例」いわゆる口利き防止条例が、平成26年5月臨時議会で成立。今後は、議員や市民のみなさんの要望や働きかけは全て記録されることになります。

（注）百条委員会とは地方自治法第百条に基づき設置される特別委員会で、地方自治体に関わる疑惑や不祥事があった場合に事実関係を調査するために設置されることが多い。出頭や証言を拒否したり、虚偽の証言をすると罰せられる。